＜別紙１＞

あいぜん苑介護予防通所リハビリテーションサービスのご案内

（令和　１年１０月　１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設あいぜん苑
・開設年月日　　平成１９年４月１日
・所在地　　秋田市上新城道川字愛染５８番地
・電話番号　　０１８－８７０－２００１
・ファックス番号　　０１８－８７０－２３３３
・管理者名　　施設長　医師　小　泉　純一郎
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（０５５０１８００８７号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

・利用者の自立を支援
・地域や家庭との結びつきを重視
・良質なケアとリハビリの提供
・利用者本位のサービスの提供
・苑内事故防止の徹底
・利用者の人権擁護

（３）職員体制

	常　勤	非常勤	業務内容
・医　　師	1		利用者の健康管理
・看護職員		1	利用者の保健衛生管理、直接接遇
・介護職員	8		利用者の保健衛生管理、直接処遇
・作業療法士	1		作業リハビリ
・その他	1	1	マッサージ、運転技師

（4）介護予防通所定員　　・定員　３０名

２．サービス内容

①　介護予防通所リハビリテーション計画の立案
②　昼食　１２時～１３時
③　入浴　一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者に、入浴車で対応致します。
④　機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
⑤　相談援助サービス
⑥　その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関
　・名　称　秋田厚生連秋田厚生医療センター
　・住　所　秋田市飯島西袋２７３－１
・協力歯科医療機関
　・名　称　小澤歯科医院
　・住　所　秋田市土崎港中央４丁目５番５３号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

（別紙　介護予防通所リハビリテーションのご案内をご覧下さい）

・　飲酒・喫煙……禁止・所定の場所にて喫煙可
・　火気の取扱いは、……認めない
・　貴重品は、……持ち込まない
・　金銭は、……管理に十分注意する
・　宗教活動は、……禁止
・　ペットの持ち込みは、……禁止
・　利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
・　他利用者への迷惑行為は禁止する。

５．非常災害対策

・防災設備　　消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
　　誘導灯、非常用自家発電設備

・防災訓練　　年２回（内 夜間想定１回）

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話０１８－８７０－２００１　　内線２０）

担当　支援相談員　高　橋　　健

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者委員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇愛染会苦情処理第三者委員会

あいぜん苑通所リハビリテーション担当３名（住所及び連絡先は別紙）

◇秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王４丁目２－３　電話０１８－８６２－６８６４

◇秋田市福祉保健部介護保険課　施設管理担当

秋田市山王１丁目１－１　電話０１８－８６６－８７８０

◇潟上市福祉保健部高齢福祉課　高齢福祉サービス担当

潟上市昭和大久保字堤の上１－３　電話０１８－８５５－５１１３

８．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙２＞

介護予防通所リハビリテーションについて

（令和　１年１０月　１日現在）

１．介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証介護保険負担割合証を確認させていただきます。

２．介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．営業日及び営業時間

営 業 日：毎週月曜日～金曜日　（１２月３１日、１月１～３日は除く）

営業時間：午前９時３０分～午後４時４０分まで

４．利用料金

（１）基本料金

①　施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援状態区分によって利用料が異なります。以下は１月当たりの自己負担分です）

・要支援１　　１，７２１円

・要支援２　　３，６３４円

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

・要支援１　　（１日につき）　７２円

・要支援２　　（１日につき）　１４４円

②　選択的サービス複数実施加算Ⅰ（運動器機能向上及び口腔機能向上）１ケ月４８０円

③　運動器機能向上加算　　１ケ月２２５円

④　口腔機能改善加算　　１ケ月１５０円

⑤　栄養改善加算　　１日１５０円（月２回限度：３ケ月以内の期限に限り）

⑥　リハビリマネジメント加算　１ケ月３３０円

⑦　生活行為向上リハビリテーション実施加算　開始から３ケ月迄９００円、３カ月超６ケ月迄４５０円

開始時から１月以内に、ご自宅での生活状況・環境・ご本人、ご家族の希望をお伺いする為、職員の訪問があります。

開始から６ケ月以内は１月に１回、リハビリテーション会議を開催します。

⑧　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　基本単価と諸加算の合計に４．７％乗じた額が加わります。

⑨　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　基本単価と諸加算の合計に２．０％乗じた額が加わります。

（２）その他の料金

食費（１回につき）６００円

（３）支払い方法

・　毎月初めに前月分の利用料の請求書を発行たしますので、現金または銀行振り込みでお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。